

# 樺太問題と対露外交

笠 原 英 彦

- 一、はじめに
- 二、維新政府と樺太問題
- 三、樺太における日露間紛争
- 四、函泊紛争と日本の対応
- 五、樺太をめぐる領土交渉
- 六、結 び

## 一、はじめに

今日においても依然解決をみない北方領土問題は、幕末、維新时期において日露間で如何なる交渉が進められていたのだろうか。とりわけ幕府から維新政府へと政権が移行し、外交主体が大きく変化したことは、日露間交

渉にも少なからぬ影響をあたえたものと考えられる。ここでは、主として樺太問題に焦点を合わせ、当時北地経営をめぐるて生じた種々の事件や外交交渉の検討を通じて、日本の北方領土交渉のもつ基本的矛盾について論究してみたい。

幕府は慶応三年二月、ロシア側の提案を留保する形で「樺太仮規則」を定め、同地を日露雜居とした。そのため、ロシアの樺太進出は年を追って急進的となり、兵員を含め多数のロシア人に入植を許すことになった。樺太経営の拠点であった箱館府もロシア人による現地情勢を無視した家屋の建設や漁業権の侵害などに対し住民からの訴えを受けて早くに対応していたが、遺憾せん基本的な政府の対露外交方針が決定していなかったため、いわば場当たりの折衝に終始せざるをえなかった。

新政府は対露交渉において旧幕時代の「仮規則」を遵守する意図のないことを表明したため、現地での折衝は著しく膠着した。英国をはじめ欧米列強の介入もあり、外務省の対応は終始不徹底で、現地との連絡も途絶えがちであった。また蝦夷地は明治初頭より積極的な開拓が奨励され、明治二年七月には開拓使が設置され、多数の建議と勅諭に基づき種々の事業が展開された。このため、樺太をめぐる対露交渉は外務省、箱館府、開拓使（樺太開拓使）など複数の窓口をもつことになり、外交の一元化を阻害した。北地をめぐる情報や欧米列強との間に交換された情報が政府内部で十分に整理、検討されないまま、交渉が断続的に進められたことは事態をより一層複雑なものとした。

そこで本稿は、以上のような問題意識の下に対露交渉の膠着の原因を内政の視点から再検討するため、国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』、『岩倉具視関係文書』、『寺島宗則文書』および国立公文書館所蔵『太政類典』、『公文録』、『開拓使文書』、『外務省調査部編』、『大日本外交文書』等に基づき、当時の領土外交の矛盾と混

乱の背景をより明確にしようとするものである。<sup>(2)</sup>

(1) 樺太問題の沿革については、樺太庁『樺太沿革史』（大正十四年）、同『樺太殖民の沿革』（昭和四年）、洞富雄『樺太史研究』（昭和三十一年）などがある。

(2) 安岡昭男『明治維新と領土問題』昭和五十七年、教育社、文献紹介参照。

## 二、維新政府と樺太問題

新政府が当初より、樺太問題について確固たる方針を堅持していたわけではない。「北蝦夷」と呼ばれていたこの地域に対して如何に対応するかは、早い段階から現地の判断に任されていた。幕府がロシア人との雑居を認める規則を制定していたこともあって、現地では早くにロシア人による既成事実が積み上げられようとしていた。<sup>(1)</sup> 外交当局もこうした北方領土問題を開拓にかかわる特殊な案件として敬遠する傾向がみられた。

明治二年二月十二日、外国官は行政官弁事に宛て「蝦夷及樺太ノ開拓急務ナルニ付此等边境ノ他無人不毛ノ地方開拓ノ為一局ノ設置アリ度、差当リ蝦夷ハ箱館府其ノ他ハ最寄ノ府県ヘ委任アリ度旨建言」<sup>(2)</sup>に及んだ。当初、都築莊蔵の手になるこの意見書は修正加筆された後、東久世通禧の意向で外国官の建言書として行政官に提出された。

意見書では、「蝦夷地之義ハ一日も其僣被差置候テハ不相済、且又唐太島之義ハ一昨年旧幕府ヨリ小出大和守使節として魯西亜へ罷越、右唐太島ハ不定境界双方雑居之定約ニも相成居候事故、別テ速ニ御手ヲ不被為盡候半テハ遂ニ魯国之有と相成候様ニも可相成歟不堪杞憂之至候」<sup>(3)</sup>との認識が示される一方、「開拓之任ハ第一會計之

権教育人民之権産物ヲ繁殖する之権人民を転住セしむる之権無之候テハ手ヲ下スベカラザル事故、乃太政官第一等官之御職務ニテ外国交際上ニ関係仕候事ニ無之、とても当官へ受持候義ニ無之候間、別段御評義ヲ以開拓疆土之四字を御省き被下度<sup>(4)</sup>との強い要望が提示された。

外国交際の緊密化をあげて、外国官は開拓のための一局を設けることを進言したが、同時に過渡的措置として、蝦夷地開拓事務を箱館府に委任し、その他の地域については最寄りの府藩県による管轄を提言した。<sup>(5)</sup>開拓使が設置されるのは明治二年七月の職員令体制の発足を待たねばならない。<sup>(6)</sup>もともと実際には、開拓使の設置後も引き続き、樺太をめぐるロシアとの交渉は外交当局が窓口となっていたし、現地における紛争や事案の処理には当面、箱館府があたっていた。<sup>(7)</sup>

上掲の意見書の中にも、「唐太島之義ハ一昨年旧幕府ヨリ小出大和守使節として魯西亜へ罷越、右唐太島ハ不定境界双方雑居之定約ニも相成居候」とあるように、幕末に雑居状態にあった樺太では日露間に紛争が絶えず、箱館奉行小出秀実の度重なる建議もあつて、幕府はついに慶応二年八月、日露交渉のため箱館奉行小出大和守と目付石川駿河守利政を使節として派遣した。日本側は北緯四十八度をもって国境の確定を主張したが、ロシア側の受け入れるところとならず、交渉の末、翌慶応三年二月、スツレモーホフとの間で「樺太島仮規則」が定められ、樺太は結局日露雑居となった。<sup>(8)</sup>

すでに慶応元年、ロシアはこの地域に軍艦を派遣し、移民を送り込んでいた。小出らがロシアと取り決めた規則はあくまで「仮」のものであつたから、幕府による決断、すなわち樺太ウルフ交換というロシア側提案への態度決定が必要であつた。幕府は結局、樺太を放棄せずロシアの提案を退けて日露雑居に踏み切ることになるが、<sup>(9)</sup>こうする間にも現地ではロシア人移民が相次いでいた。箱館奉行からも建議が提出されるなど、日本側の積極的

対応が求められたが、ついに幕府は樺太問題に決着をつけることができず、対露交渉は明治維新以降にもちこされることになった。

新政府も手探り状態ながらも蝦夷地開拓事業に積極的に取り組む姿勢をみせた。慶応四年三月九日、天皇は太政官代に臨み、三職を召して高野保健及び清水谷公考による蝦夷開拓の建議を諮詢し、評議を執り行った。<sup>(10)</sup> その結果、「一同大ヒニ開拓可然之旨ヲ言上」するに至った。<sup>(11)</sup>

また、同月二十五日には「箱館裁判所被取建候事」、「同所総督、副総督、参謀等人撰之事」、「蝦夷名目被改、南北二道被立置テハ如何」といった三箇条にわたる策問が副総裁、岩倉具視から提出され、議事所において三職及び徴士列座の下、蝦夷地開拓について評議が進められた。<sup>(12)</sup> 公卿、諸侯、徴士らが活発な意見交換を行い、まず人選を決定し、しかる後に裁判所を取建てて開拓に着手することが決せられた。一同より「蝦夷地之儀ハ、重大之事件」との認識が示された。木戸は基本方針の策定を肝要とし、「藩ノ力ニテ開拓ハ難カルベシ」として長期的視点に立った開拓事業の推進を進言した。<sup>(13)</sup>

岩倉の提議は了承され、この年四月十二日には箱館裁判所が設置された。総督には清水谷公考が就任して、蝦夷地に関する行政事務が所管された。先の評議にもみられる通り、清水谷らの建議は廟堂の北地に対する関心を高める上で一定の重みをもった。清水谷らは建議の中において、ロシアの蝦夷地進出に警鐘をならし、「一日モ早く、以御人撰鎮撫使等御差下」ことを強く要望した。<sup>(14)</sup> 評議では蝦夷地に精通する建白者の起用を求める声も聞かれ、清水谷は当初、侍従から箱館裁判所副総督に任じられ、その後嘉彰親王の総督辞退に伴い総督に就任した。また、清水谷に近い岡本文平らが内国事務権判事として箱館に赴任した。<sup>(15)</sup>

杉谷昭氏が指摘するように、蝦夷地については当初、鎮撫使派遣が建議され、裁判所設置が進捗し、これに続

き鎮撫総督の任命をみないまま裁判所総督が任命された。すでに行政機関としての裁判所は各地に設置されていたが、大阪や兵庫の場合、鎮台から裁判所へ移行し、長崎の場合は鎮撫使が裁判所に発展していた。つまり軍政機関がさらに民政をも所管する一種の権限拡張が行われるのが一般的であったが、こと箱館についてはこれが同時に進行したことになる。<sup>(16)</sup>それは一方で鎮台も設置されなかったという軍政の遅れの結果であり、他方「諸民方向ヲ取失」といった実情がそこにはあった。かくして同年四月十七日付達書にみえるように、箱館裁判所総督に対し「蝦夷開拓之御用」が委任された。<sup>(17)</sup>

さらに同達書にあるように、「蝦夷地開拓之規模大略相立候上ニテ、北蝦夷開拓之手段ヲ被為盡度候事」<sup>(18)</sup>との見通しが示されたのである。こうした政府の方針は清水谷の建議がよって立つ基本認識と大きく相違するものではなかったであろう。建議では「魯西亞国並諸藩之儀ハ、一切御趣意ニ相本ツキ、是迄之通交易等仕、税銀ヲ出シ規則ニ違背不任候得ハ、自他之差別ナク令親交度存候、尤大事件ニ至テハ伺之上宜令所置、北地経界之儀、萬一魯人議論於有之ハ、一千年来本朝ニ相属候場所、徳川家ニテ雜居之約ニ取極候ハ、於天朝存外之儀ニ候得共、是迄令委任候廉モ有之、猶伺之上返答可致ト応接仕候」<sup>(19)</sup>との所見が述べられている。清水谷は「北地全島雜居之約」では議論の余地がなく、「只管開拓肝要ニ候」<sup>(20)</sup>としていた。

新政府は確かに北地経営について積極的ではあったが、すでに幕府がロシアとの間に「雜居」規則を制定している以上、ロシアの進出に抗して開拓を進めるほかはなかった。もとよりほかに取りうべき有効な外交的選択肢はなかったといつてよい。

戊辰戦争はしだいに東北へと拡大し、ついに戦火が五稜郭に迫まると、箱館裁判所の後身である箱館府は一旦、青森へと退いた。これに伴い、清水谷府知事は青森口総督を命じられた。<sup>(21)</sup>しかし、ほどなく榎本武揚らの降伏に

よつて箱館府は再び旧に復した。<sup>(22)</sup> 五稜郭の陥落を機に政府は改めて蝦夷開拓の方針を鮮明にした。

箱館戦争が終息してまもない明治二年五月二十一日、行政官以下、六官、学校、待詔院及び各府県の官吏らが招集され、聖上より勅語が下賜され、三項目にわたる御下問があつた。御下問書には、皇道興隆ノ件、知藩事被任之件に加え、蝦夷地開拓之件があげられていた。蝦夷地開拓之件については以下の通りであつた。<sup>(23)</sup>

蝦夷地之儀ハ皇国ノ北門直ニ山丹満州ニ接シ、経界粗定トイヘ共北部ニ至テハ、中外雜居致候処、是迄官吏之土人ヲ使役スル、甚苛酷ヲ極メ、外国人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ、土人往々我邦人ヲ怨離シ、彼ヲ尊信スルニ至ル。一旦民苦ヲ救フヲ名トシ、土人ヲ煽動スル者有之時ハ、其禍忽チ箱館、松前ニ延及スルハ必然ニテ、禍ヲ未然ニ防グハ、方今ノ要務ニ候間、箱館平定之上ハ、速ニ開拓教導等之方法ヲ施設シ、人民繁殖ノ域トナサシメラルベキ儀ニ付、利害得失、各意見無忌憚、可申出候事。

政府の関心が蝦夷地の権益を如何にロシアの進出から守るかにあつたかが知られる。こうした認識は早くに岩倉らを中心に政府部内で検討されていた。

(1) ロシアが極東に進出したのは、市場を獲得するためではなく純粹な領土的野心に突き動かされたためである。ロシアは極東に不凍港をもたなかつたため、箱館はロシアにとつて魅力的な停泊地であり、蝦夷地の豊富な鉱物資源もロシアの強い関心をひくに十分であつた。政局の混乱する日本が何の動きも示さないうちに、ロシアは着実に樺太へと進出していった(石井孝「維新时期における日露関係の展開」『歴史学研究』第四〇七号参照)。慶応三年以降のロシアの進出を促進したのは日露雜居を規定した「樺太仮規則」(外務省条約局「旧条約彙纂」)であり、同規則では原則として両国人が全島を自由に往来すること、建築物や施設のない地域に自由に入植することが認められていたため、事実上ロシアの進出に歯止めがからなかつた。

(2) (4) 『大日本外交文書』第二卷第一冊、二七九頁以下。同文書の付属書として「二月四日元幕府露西亞派遣使節小出秀実ヨリノ樺太島仮条約締結事情二関スル稟申書」が、付記として「樺太島仮規則」が添付されている。

(5) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉具視関係文書』「樺太事件」からは同地域の開拓について様々な提言がなされていたことがわかる。たとえば、外務大丞、丸山作樂は、「旧幕府之流弊」を除き、国情の安定を図るため、「松前藩ヲ軋制シ請負之方ヲ廃シ其地ヲシテ天下之諸藩ニ御割渡」とともに、「本府ヲ石狩卜定、長官ヲシテ之ニ居ラシメ北海道總轄ノ地勢ニ依リ内外之方端ヲ制シ、四海一親之御大業於是乎可復旧事」との私案を政府に示した。ほかにも、曾我準造は「函館降伏人蝦夷地開拓ニ付御召使ニ付意見」を具申し、大蔵省に財政的手当てを求める案などを含め、五稜郭の降伏者や流刑人を使役して蝦夷地の開拓にあてることを具体的に進言した。

(6) 国立公文書館所蔵『開拓使日誌』や大蔵省編『開拓使事業報告』等により開拓使の動向を知りうるが、ここでは同官司の設置が、日露雜居にあった樺太へのロシア進出を牽制するべく蝦夷地の開拓、経営を目的として設置され、明治三年二月には樺太開拓使が設けられた点に注意を喚起したい。

(7) 『復古記』第三冊によれば、箱館府は当初、箱館裁判所として設置され、清水谷公考らが要職を占めるが、詳細は後に詳述する。箱館府は当初、五稜郭に府庁を置き、幕府体制下の箱館奉行、杉浦勝誠から行政事務を引き継いだ。最終的には版籍奉還によって開拓使が設けられると箱館府は県となったが、半月で廃止される。

(8) ロシアとの国境画定交渉には紆余曲折の歴史があった。日本は当初、ロシアの地図などをもとに交渉の場で北緯五十度をもって境界とする強い姿勢を示したが、蝦夷地にくらべ関心の薄かった樺太については交渉態度が一貫して甘かった。国内の政局混乱も手伝って、日本が北緯四十八度、あるいは北緯五十度など終始客観的な外交姿勢を貫くことができず、ロシア側の曖昧な態度を軽視して、結局後年の進出を招く結果となった。樺太国境画定交渉の経緯については平岡雅英『日露交渉史話』昭和十九年、筑摩書房等参照。

(9) 二月四日元幕府露西亜派遣使節小出秀実ヨリノ樺太島仮条約締結事情ニ関スル稟申書(前掲)は、後に新政府の尋問に対して小出が応答したものである。それによると、「皇国ハ末タ欧羅巴諸州ノ如ク開ケ不申候ニ付万一島中ニテ境界ヲ定候得ハ英仏人杯ノ入込候様相成、皇国ト魯国トノ和ヲ失候様相成候ハ必然ノ儀ニ付」として島上分界に日本側が反対した経緯について述懐していることは注目される。

(10) 国立公文書館所蔵『太政類典』特別の地方。また同年三月二十三日には「諸官議事所ニ会シ蝦夷地開拓ノ事ヲ



議」されたことがわかり、さらに翌二十四日にも同様に蝦夷地開拓について評議が招集されている（『太政類典』同）。

(11) 『復古記』第二冊、明治元年三月九日条。

(12) (13) 『太政官日誌』第八（石井良助編、第一巻、三一頁）にみえるように、木戸は「人材ヲ網羅シ、其地ニ棋置イタシ、眼前ノ利ヲ不計、当今其地ヨリ歳入スル所ノ金ヲ以テ費用ニ給シ、精々墾拓ニ力ヲ尽シ可然」との見解を示した。

(14) 『復古記』第二冊所載の兩名建議では、ロシアの「蚕食之念盛ニ候ヘハ、此虚ニ乗シ島中ニ横行シ、兼テ垂涎イタシ候北地久春古丹等ニ割拠シ、如何様之挙動可有之モ難計」との警戒感に加え、「漁魚之利モ夥敷場所ニテ、御軍費之一助ニモ可相成候」といった利点に着眼されている。その上で「寒暖之違モ有之、内地ニテ二三月之延引ハ、彼地ニテ五六月又ハ一年之手後ト相成、今年内ニ策略難相立候間、何分早々御採用相成候様仕度奉存候」と督促するとともに、「警衛人数ハ有志之者共兼テ相約候分、箱館諸所散在之者ヲ除テ、現在二百人計軍艦共有之、金穀之類ハ紀州、江州等ニ於テ、彼地ニ引合御坐候町人共、尽力仕度内願ニ及候者多ク御坐候テ内々支度ハ粗調居候間、何卒公論ヲ以、即日御評決被仰付、今般行幸被為在候已前ニ勅許ニ相成候様仕度存候」と具体的な見通しを示した。また清水谷らの建議に対し「保健朝臣公考朝臣等建言候蝦夷地鎮撫使之事蒙御下問深奉恐入存候。元来海外遠島之儀不知事実何其難申上候。併王政復古御一新之折柄、領地御開拓ニ付テハ少モ早被置鎮撫使軍防嚴固被仰出候ハハ魯狄蚕食久春古丹等割拠之優相除可申敷。專被尽衆議叡斷可被為仕奉存上候」（『太政類典』同上）との所見が表明された。

(15) 『復古記』第三冊所引「嵯峨実愛手記」によれば、明治元年四月十二日付で、総督、副総督の任命に引き続き、井上石見共々、岡本文平が同職を仰付けられた。評議でも指摘され、実際人事面で配慮されたように、蝦夷地開拓に明確な意見をもつ者が任用された。たとえば井上石見はかねて建言一通を提出し、「蝦夷地開拓ノ事ニ付器機ヲ製造シテ人力ヲ省」くことを提言、国家の富強の見地や財政的見地から蒸気器機等を導入する利点を強調した（『太政類典』同）。

(16) 杉谷昭「明治初年における箱館府考」、八九頁。

(17) 『太政類典』同、明治元年四月十七日、「蝦夷地開拓ノ規模ヲ仮定ス」にも「箱館裁判所總督ニ開拓ノ御用ヲモ御委任有之候事」とみえる。

(18) 『復古記』第三冊、四月十七日達書、「覚」。

(19) 『復古記』第二冊、三月十九日付「再申書」。

(20) 『太政類典』同、明治元年閏四月五日付「清水谷侍従へ達」にある通り、「蝦夷全島政務一切御委任ニ相成候間機宜見計無ニ念尽事可有之候事」とされたが、なお「内国非常ノ大事件并ニ魯西亜交際中非常ノ大事件ニ至テハ何ノ上所置可有之候事」との但し書きが加えられた。

(21) 清水谷は五月以降、榎本軍の侵攻に対抗するべく、東北軍に援助を行うなど、各種の軍事支援を遂行し、政府から高い評価を得ていた。箱館戦争と箱館府の対応については、「清水谷公考文書」をもとに戦況の推移を詳細かつ的確に捉えた杉谷前掲論文に譲りたい。

(22) 国立公文書館所蔵『公文録』外国官、明治二年一月の外国官と行政官のやりとりからは「兵乱ノ事」に対処し、新たに南貞助外国官権判事らが箱館に赴任した。

(23) 『太政官日誌』第五十三(同上、第三卷、二七七頁―二七八頁)。

### 三、樺太における日露間紛争

日露間でまず紛議を生じたのは石炭の採掘権問題であった。ロシア側は明治元年以来、オチヨボカ炭鉱の採掘を進めようとしていたが、日本側はこれを認めようとしなかった。明治二年三月十日には、箱館府従事、東善八郎、同府給事、野々辺優次とロシア通弁、レセツニコフとの間で、樺太オチヨボカ石炭採掘をめぐる協議が行われた。レセツニコフはデブレラドウィチ陸軍少佐(マヨル)から箱館府権判事に宛てた書簡を手渡すことが

直接の用件であった。ただしその際、東らが書簡の主旨を質したことから、議論に発展した。ロシア側の要件とは掘りあてた炭鉱を日本側に侵犯されたことへの抗議であった。<sup>(1)</sup>

書面には、「千八百六拾七年『カピタン』ワツパチント申候山師魯政府より命を請、当島へ罷越し、諸山川地理研究『オチヨホカ』其他石炭見出し何も印札相建置」措置をとったにもかかわらず、「貴国人被参候テ右印札取捨られ其上俵数百俵程も被掘出せし置かれ候義如何之儀ニ候哉」と日本の真意を質す意向が記されていた。ロシア側は日本政府が直接、かかる行動に出たとしてその非をならしたのではなく、「いつれ雜人共之所業」とみなし日本の監督責任を問おうという姿勢であった。

これに対し、東らは「元来石炭之儀ハ当方ニおいてもオチヨホカハ勿論其他奥地迄も見出し置候儀」と主張し、「貴国人渡来前より見出し候儀且我国内之儀ニ候間、別段高札等建置不申」と弁明した。<sup>(2)</sup>その上で、より上席の者による交渉の必要性を強調した。

同年三月十六日には、トウブツにおいて箱館府従事、東とロシアのデブレラドウィチ陸軍少佐及び仕官、カルベンコとが、樺太オチヨボカ石炭採掘権や雑居条約の解釈等をめぐって意見を交換した。<sup>(3)</sup>冒頭から日本側は「我国政体万件変革之次第篤ト申入度」旨を前面に押し出して議論に入った。日本は変革期にあることを理由に瑣末な交渉を避けたい意向を示すとともに、旧幕時代に取り決められた規則に拘束されることを回避しようとした。これに対し、ロシア側はあくまで個別具体的な問題を提起し、日本側の姿勢を質した。

デブレラドウィチ陸軍少佐は「證杭相立置其節委細之訳御断申置候ヲ何之御案内も無之殊ニ先年より之条約モ有之」にもかかわらず、杭の除去や採掘が行われたことを問題視した。<sup>(4)</sup>東はこれに対し、炭鉱が日本によって以前より発見されていたとする従来の見解を繰り返すとともに、採掘の実情は「旧幕府小吏共之不行届」とし、證

杭の除去は波浪による被災であると抗弁した。こうした日本の対応にロシア側は憤慨し、規則の有効性を論拠とする一方、日本側が炭鉱を発見しておきながら證杭をも立てず、何の意思表示も行わなかったことに疑義を呈した。<sup>(5)</sup>

ロシア側は終始、樺太島仮規則に固執した。<sup>(6)</sup> この協議の中でも、「小出大和守儀先年使節トして魯国へ来り久春内ヲ以テ境界相立度儀談判被致候へ共、魯国ニおいて其儀ハ承知相成がたき段相断、全島両国持雑居之約束ニ相定置候」と主張した。これに対し、日本側は「小出大和守儀旧幕府臣下ニテ箱館奉行相勤居候へ共、外人ト国界等談判取極いたし候権ハ無之身分他。其権なきものと条約被取結候ハ貴国ニも似合さる不案内之事ニテ右条約書等今日ニ到候テハ反古同様ニ候。小出大和守儀自分一存ヲ以テ貴国と全島両国持雑居等取極いたし候ハ我国諸侯を始、士庶人ニ至ル迄一同不得心ニテ、小出儀ハ当時咎中何レ其俟不相濟事ト存候」とし、<sup>(7)</sup> 基本的に幕府が設定した規則を尊重しなかつた。<sup>(8)</sup>

平行線を辿ったかにみえた協議では、結局二ヵ月程の猶予を設けることになった。これはロシア側からの提案であったが、日本もこれを受け入れ、「権判事へ伺之上否挨拶ニ可及候」との対応に出たからにはほかならない。協議の中で示されたように、両国の間には「家作伐木及漁業等」の難問が山積していたのである。

そうするうちにも、ロシア側は既成事実を積み上げる方針に出た。すなわちロシアは積極的に樺太開拓に乗り出したのであり、これについて日本側から今度は疑義が差し挟まれることになった。同年四月二十八日、箱館府従事、千葉平八郎と露西館首長、フィツリフとの間で樺太ヲテツコロにロシアが家屋を建築したこと、並びに石炭採掘の件について話し合いがもたれた。千葉はまず家屋建築の目的について問い質した。<sup>(9)</sup> これに対して、フィツリフは明確に「石炭堀取之タメ人数差遣候」と返答した。日本側は「此方之土地へ一応之断も無之石炭堀取家

作杯とハ甚不都合」との態度を示した。ロシア側はすでにデブレラドウィチ陸軍少佐から久春古丹権判事に委細を言上していると弁明したが、日本側はこれに承服せず、同少佐に照会するよう求めた。<sup>(10)</sup>

両国間の紛争は瑣末な事件をも引き起こす結果となった。箱館府従事、東の従者とロシア人との些細な衝突がロシア側によって事件として捜査の対象とされた。明治二年五月、小実勤務の東がトウブツへと赴いた際、従者がロシア兵に暴行し、記章を剝奪したとしてロシア側から従者の引き渡しを要求された事件である。<sup>(11)</sup>

箱館府権判事宛の東書簡の付属書によれば、<sup>(12)</sup>ロシア側はカルヘンコなる人物を筆頭に通弁のほか、銃兵四十人程隊伍をくんで東邸に時刻もわきまえず押しかけ、犯人の引き渡し要求を行った。一行はデブレラドウィチ陸軍少佐の許可を得て捕縛にきたとして、「昨日貴所様塔佛へ御召連人数之内此方ヘーステレコフト申者を打擲被致候御人有之ニ付、右御吟味之上其人御渡下度」とし、ヘーステレコフトは退役を申し付けられ、そのほかの者も咎を受けた旨を告げた。だが、東はロシア側の対応が余りに強硬であったことに態度を硬化させ、「御申之義何事候哉一向道理ニも不相余り無法成事ニ無之哉。貴国之民罪有ハ貴国ニテ所置すへし、我国之民ニ罪有ハ我国ニテ所置するハ当然ニテ如何様御談判有之候共壹人モ御渡申事ハ不相成候」との対応をなした。<sup>(13)</sup>

樺太問題をめぐる日露交渉は箱館府によりデブレラドウィチ陸軍少佐を窓口として進められていたが、日頃からの双方間における不和はこうした些細な出来事をも一大事件へと発展させる可能性があった。東は箱館府に対して「御国威ニ差響き且士道ニ背き候義」を憂慮しつつ、こうした強硬な捜査方針が「和親を破り」、また「大騒動ニ相成」可能性を考慮して、毅然として対処する意向であった。実際にこうしたロシア側の暴挙を上官が認めているとすれば事態は深刻であり、東はデブレラドウィチ陸軍少佐の人物に少なからず不信感を抱くことになった。東はロシア側に対して、「何之案内も無之兵隊を以此方之民を召捕杯ハ無法千万、第一両国和親之筋ニも

不相合且拙者命有内百万之兵を以御迫り被成候共、壹人も御渡不申、以来何事ニテも書面を以御申越可被成候。夫ニテ事足可申候」とロシア側をたしなめる方策をとった。

この事件については、箱館府も重大な関心を示し、ために箱館府権判事、岡本監輔は同年五月二十六日付でデブレラドウィチ陸軍少佐に次のような書を宛てた。<sup>(14)</sup>

先日善八郎(東―筆者)義御馳走後貴方ヨリ引取候処、番人失礼有之候連夜中兵隊を以千遍美へ被押寄土人番人共一同騒動致候由、一体外国之事情ハ不存候得共、今日日本国ニおいて各国交親罷在候条規ニテハ妄ニ友国之人民を生捕候義ハ互ニ無之、其筋役人へ相届候上至当之取計致居候。然処貴国ハ左ニ無之、先年も貴国官吏於久春内屢旧幕府小吏杯を被召捕候由、某ハ一向合点參不申候。是ハ官吏一己之処置候哉、又ハ友国之人物も無遠慮可召捕ト申様の御免許等有之候義ニ御坐候哉。上下之差別ハ有之候得共、右役人番人某も同様日本国之人民ニて右輩勝手ニ可召捕ト申事ニ候ハハ、某も可捕之趣意ニ候哉。某ハ天命之俟ニ全島之事務を施行候間土人番人之無差別、善ハ賞すへし悪ハ罰すへく如何様とも致居候得共、今日交親之朝意ニ有之候折柄貴国人ニ至り候テハ雜夫壹人ニ至り候テハ雜夫壹人ニテも召捕候程之権ハ無之、雜夫過失有之候ハハ貴方へ申進候テ可然所置御頼可申心得ニ候。

すなわち雜居状態にある樺太においては、当然双方の主権が及ぶことになるが、この場合犯罪者の処罰には各々の国の司法権が適用されるというのが日本側の認識であった。したがって旧幕時代以来のロシアの措置に対して疑問が呈され、岡本は「友国之人物も無遠慮可召捕ト申様の御免許等有之候義ニ御坐候哉」と敢えて質したのであった。そして「善ハ賞すへし悪ハ罰すへく如何様とも致居候得共、今日交親之朝意ニ有之候折柄貴国人ニ至り候テハ雜夫壹人ニテも召捕候程之権ハ無之、雜夫過失有之候ハハ貴方へ申進候テ可然所置御頼可申心得ニ候」と日本の姿勢を示したのである。

同日、岡本はもう一通、書簡をデブレラドウィチ陸軍少佐に宛てたが、その内容はさらに重大であった。慶応三年に小出大和守がロシアとの間に定めた「樺太島仮規則」を根本から否認する見解が表明されたからである。書簡は、明治維新を契機に対外関係を規定する政治主体が大きく変更したことをもって、事実上規則の無効を宣告している。「所謂日本大君ト申ハ国帝ニ無之徳川將軍之事ニテ、二百年來国政委任ニ相成居候得共、將軍限りニテ外国ト国界等取極候筈無之」とした上で、以下のように綴っている<sup>(15)</sup>。

小出大和守輩一存を以雜居等相約候ハ僭越之至申迄も無之、右様不都合之次第有之国内人心沸騰いたし候処より今般帝自ら政を為往古之世界ニ相復候義ニ付、此島之義も近年振り合ニ差置かたく数回御談判申候義ニ御坐候。乍併人臣たるものハ御互ニて主命を奉し其趣意貫徹致候様勉勵致すべきハ勿論ニ候得共、往古以来撫育之民万一違背之者有之候ハハ可然罪科を以所置可致、證據判然ニテ吾所有たる此島を貴国吾国及ひ土人三属之地ト御心得被成候ハ余リ之御鄙見ニテ貴国皇帝之御趣意トハ不存候。小出大和守輩貴国へ罷出何等之御談判致し候哉吾朝廷ニおいて不存ト申ハ不行届之儀ニテ恥入候得共、貴国ニテも其權ナキ者ト御約し被成候ハ御不念之事ニ可有之、此度御返答之次第拙者ヨリ東京へ申立貴国全權之御方へ御談判ニ及へく心得ニ候。

新政府は箱館奉行が雜居規則を結んだことを認めようとせず、王政復古により天皇が新たに樺太をめぐってロシアと談判を行う意向を表明している<sup>(16)</sup>。また同書簡には、「吾所有たる此島」として樺太の領有權が日本にあることをほのめかすとともに、重ねて小出大和守について「其權ナキ者」と決めつけ「樺太島仮規則」の無効を指摘している。いずれにせよ、日本側は樺太の領有をめぐってロシアとの間に改めて談判を進める方針を一方的に通告したと言える。欧米列強が日本の外交姿勢を注視していたことを考えれば、こうした論理の展開は万国公法上も見識を疑われる恐れなしとしかかった。

(1) 『大日本外交文書』第二卷第一冊、四七三頁以下。對話書では双方は久春古丹役館で面談したと記されているが、同文書注記では東の勤務地からして小実を想定する見解が示されている。なお、会談ではロシア側から「貴国にて被見出候ハハ同様印札被建置候へハ決而手ヲ入候様之儀不致候」との意向を明らかにするとともに、「取建置かれ候高札取除キ百俵程被掘置候石炭モ此方へ取受候間左様御承知被下度」と、日本の不当な行為を指弾し、採掘石炭の返還を求めた。

(2) 同右書。日本側はロシアが入植を始めるはるか以前からオチヨボカ石炭を発見、採掘を進めていたと主張し、また自国内のため殊更高札を建てる必要性はないとの見解を打ち出したが、高札がない以上、未発見、未採掘であり採掘権は高札を建てた自国側にありとロシアは主張して譲らなかつた。これも雑居条約が「仮規則」として曖昧に定められたことから起こった紛議と言うべきであろう。

(3) 同右書、五一六頁以下。

(4) オチヨボカ炭鉱の採掘をめぐることは、すでに前年八月トウブツ在勤のデブレラドウィチ少佐(原文——中佐)からクシユンコタン在勤の岡本権判事に対し、ロシアの鉱山技師が同鉱山を発見し、高札を建ててロシアの所有であることを明示したこと、及び近く採掘に着手する旨を通知してきたとされる(安岡昭男『明治維新と領土問題』、昭和五七年、教育社、四〇頁)。この頃、新政府は新たに新政権の樹立と外交権の獲得を内外に示し、各国に通告していた。ロシアとの間では、同年九月十六日、東善八郎、堀七郎とロシア人首長マヨルとが会談し、「樺太ニ於テ日露兩國親睦ヲ旨トシ開拓ニ当リ度旨」が協議された。このなかで、日本側は「王政復古之旧弊を除き变革候ニ付当島之儀内国事務局権判事岡本監輔殿へ被委任都而改革ニ相成候苦ニ候」とし、「朝廷之御趣意ニ而殊ニ貴国ハ隣国之事ニ候へハ交際之間ニ不都合之儀無之様致し度」との姿勢を示したのに対し、ロシア側も「互ニ親睦を旨とし致開拓度」と応答した。しかし、對話中、漁業権をめぐる紛争を不愉快な出来事としてあげるなど両国間に談判の余地があることが指摘されている。また、これに関連して「通詞」の確保の必要性が双方で確認された(『大日本外交文書』第一卷第二冊)。翌年には「魯通弁、当分之處函館唐太ニヶ所」に設ける方針が示されている(国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉具視関係文書』外交、一六樺太事件「樺太事件書類一、明治二年、一綴」)。



(5) 『大日本外交文書』第二卷第一冊、五一八頁。ロシア側は日本側の態度に対して「先年ヨリ被見出置候儀無據次第二候得共兼テ約条も有之処証杭等も不被建是迄何之御断も無之今日ニ到兼テ見出し置候杯トハ不都合千万、此方於テ者国帝夫々数多之入費相掛ケ見出置候石炭之儀ニ付此方ニテ勝手ニ堀取候心得ニ候」と強く反発した。

(6) 慶応三年二月二十五日成立の「樺太島仮規則」は、『カラフト』島は魯西亜と日本との所属なれば島中にある両国人民の間に行違ひの生せん事を慮り互に永世の懇親を彌堅くせんかため日本政府は右島中山河の形勢に依て境界の議定せん事を望旨」と日本側使節は主張したが、ロシア政府はこれを拒否して、四箇条からなる条件を提示したのである。それは、「兩國の間にある天然の国界『アニワ』と唱ふる海峡を以て兩國の境界と為し『カラフト』全島を魯西亜の所領とすへし」、「右島上にて方今日本へ属せる漁業等は向後とも総て是までの通り其所得とすへし」、「魯西亜所屬の『ウルップ』を其近傍に在る『チルボイ、ブラックチルボイ、プロトン』の三箇の小島と共に日本へ譲り全く異論なき日本所領とすへし」の三条件を掲げた。つまり事実上日本に漁業権を認め、ウルップ諸島を日本に譲渡することとロシアは樺太を領有しようとしたのである。そして合意が成立しない場合は、樺太島はこれまで通り兩國所有となるとした。そして兩國所有の場合に兩國が平和を維持するために五箇条からなる規則を設け、調印したのである。それは、紛争の処理法や往来の自由、土民との相互関係などであった（『大日本外交文書』第二卷第一冊二九〇頁以下参照）。「仮規則」として、ロシア側が提示した条件を日本側が受け入れるまでの暫定条項という性格を有する点に特色がある。国際法上当然とも言えるが、ロシア側が同規則に固執する理由がここにある。

(7) 『岩倉具視関係文書』外交、一六樺太事件、「樺太事件書類一」、明治二年六月十日付岡本監輔上申書によれば、「旧幕府箱館奉行小出大和守談判之次第なるや開拓之御趣意ニ於テ大ニ相違仕候」との見解が表明されている。同文書には三月二十三日付岡本監輔申込書がみえ、大和守の締約は「今日之政府ニ於テハ是迄不存得候得モ何分不都合ニ有之」とし、「一体日本国地面之儀ハ尺寸之場所たりとも將軍一存を以て外人ト応接可致咎此ナキ所、小出輩賤之身分応接、徳川家之不行届とハ込申余り意外之事ニ驚人申候」との認識を示すとともに、樺太は「二千年来由緒多シ日本国ニおいて支配仕来候」との見解が改めて表明されている。

(8) 明治新政府は明治二年二月四日、小出大和守に対し「樺太島仮規則」の締結経緯等につき尋問に及んだ。締結当

時の備忘録の類や関係書類は一時、清水谷侍従の要請により貸し出されていたが、岡本文平を通じ太政官に提出された。そのほか、新政府が抱いた疑義について数項目にわたり小出大和守より存意が陳述された。それによると、ロシア側が日本の島上分界に反対したのは、日本が「未タ欧羅巴諸州ノ如ク開ケ不申候ニ付万一島中ニテ境界ヲ定候得ハ英仏人杯ノ入込候様相成、皇国ト魯国トノ和ヲ失候相成候ハ必然ノ儀」との理由からであった。「仮規則」の組み立てがロシアの条件提示を前提として成立している点については、「種々苦心ノ上当方ヨリモ下案相認遣候得共彼尽ク不同意ニテ彼ノ書面差越候儀ニ御座候尤其中極不都合ノ文面所々為改候」等の経緯が説明されている。もともと「破談ト相成彼益島中ヲ恣ニ仕」恐れや「遂ニ彼ノ所屬ト相成」可能性が十分に考慮された上での調印であったことが縷々述べられている。「境界論ノ眼目元来旧幕府ニテハ五拾度ノ地ヲ以テ境界ヲ相極候存意に有之、彼方ニテハ不承知ニ有之、旧来境界不取極一層々々不都合ニ相成候儀ニ御座候」としてブチャーチンの使節との折衝以来、万国地図などをもとに日本が北緯五十度国境設定論を主張してきた経緯やロシア側の否定的見解が紹介されている。当時、国境画定交渉が進まない場合は、「雜居中ノ規則相定ウルツ地方ノ島々ト取替候儀ハ為見合可申旨ノ差図」があったとし、「尤其節旧幕府ヨリ朝廷へ奉申上其後淺臣秀実使節被申付魯国へ罷越候」との交渉経過が陳述されている。

(9) (10) 『大日本外交文書』第二卷第一冊、七九二頁以下。日本側は石炭発見等に関するロシア側の対応を突き、「次第柄不相分候テ家作取掛候儀甚不都合ニ付マヨル方へ急速取調相分り次第御返答有之度候」と言い渡した。

(11) 国立国会図書館所蔵『岩倉具視関係文書』『樺太談判一件』、明治二年五月二十三日付事務所宛千辺実詰東善八郎上申書では、「去ル十八日魯夷暴逆、兵威ヲ以相迫ル節」の経緯につき報告されている。

(12) 『大日本外交文書』第二卷第一冊、九〇八頁以下。

(13) 「樺太島仮規則」においては、第一条に「万一争論ある歟又は不和のことあらは裁断は其所ト雙方の司人共へ任すへし」との規定が一応設けられていた。

(14) 『岩倉具視関係文書』『樺太談判一件』同年五月二十六日付岡本監輔申入書。

(15) 同右書、同年五月二十六日付岡本監輔申進書。

(16) 『大日本外交文書』第二卷第一冊、九三三頁以下。

#### 四、函泊紛争と日本の対応

明治二年六月から七月にかけて、函泊へのロシア側の大規模な入植により日露間の紛争は拡大の様相をみせた。同年六月十日付デブレラドウィチ陸軍中佐（少佐より中佐に昇格―筆者）宛岡本権判事書簡によれば、日本側は「樺太ハ古来ヨリ日本ノ領ナルコト」を明確に表明し、オチョボカ炭鉱やナイブツ漁業に対するロシアの進出に難色を示した。<sup>(1)</sup>これに対し、ロシア側は「日本大君ト魯国帝ト定約ニ因テ萬件処置仕居候間、少しも先定約を相変候事不相成候」との態度を崩さなかった。<sup>(2)</sup>上述の「樺太島仮規則」の有効性をめぐって両国はまったく相反する態度を採っていたため、島上での出来事は直ちに両国間の紛争に発展する可能性を秘めていた。ロシア側は当初からの方針に沿って、既成事実を積み上げるべく、より積極的な行動に出た。事実この月、ロシアは兵員を伴い多数の入植者を函泊に送り込んだ。<sup>(3)</sup>

この事件の経過については「樺太州函泊混雑事件」に詳しい。<sup>(4)</sup>六月二十五日、デブレラドウィチ陸軍中佐と会談した箱館府従事、東は席上、「此度不時ニ蒸気船を以多人数母子泊へ被参何等之御断も無之殊ニ同所ハ土人ともノ墓所ハ勿論、出稼人とも差支ハ不及申、一同心配罷在候次第付同所家作之処ハ堅く相断申候」と発言し、箱館府当局の基本的態度を明らかにした。もっとも、ロシア側が抗弁したように、この前日、ダチャコフらが箱館府に対して「母子泊へ家作いたし度候間唯今ヨリ取掛り候ニ付右之段ボウコーニクヨリ御断申上候」と伝えていた。岡本権判事はこのとき、直ちに「母子泊リ之儀ハ此方ニテ年来取開き候場所且出稼人並土人共ニ至迄種々差支之場所ニ付其儀ハ堅く難相成候段断候」と切り返した。<sup>(5)</sup>

箱館府は現地人の要望を入れ、鋭意ロシア側との折衝に臨んだが、ロシア官吏は「何分上官より被申付候儀私職分ニテハ此地家作ハ是非取建不申候テハ不相成事」の一点張りで押し通した。ロシア側は多数の入植者については不問に付し、その上で入植者用の家屋の仮設が避けて通れないことや山間部に適地を選定したとの弁明を繰り返した。出先機関との折衝では埒が明かないとみた箱館府はやむなく書取をもって返答を得た上、「権判事儀今般俄ニ出府ニ付、右御返答書を以太政官へ被申立、其上英仏ハ不及申外各国之公論も承り、尚御談判ニ及積二候」との対応をとった。すでに一地方庁においても、欧米列強が影響力を行使する極東の国際情勢についての認識が保持されていたことになろう。

箱館府としては、六月下旬、住民から公議所に対する「露西亜人多人数函泊へ上陸仮小屋等取建ルニ付取止方願出」を受け、再三にわたって函泊への家屋建築に対してロシア側に抗議を申し入れた上での対応であった。

新政府が樺太に対するロシアの積極策を知ったのは、岡本権判事の上京のみならず、英国からの情報提供によっている。この年八月一日、寺島外務大輔はパークス英国公使と会談し、英国側から北地におけるロシアの進出について厳しく忠告を受けた。<sup>(10)</sup> 日本政府は現地の情報に疎く、樺太の情勢だけでなくロシアの動向についてまったく言うてよいほど捕捉していなかった。すでにパークスは政府首脳に繰り返し北地への注意を喚起していたが、まず寺島との会談では、ロシアがペテルスブルクにおいて高官に樺太出張を命じ、樺太の地形や物産について調査するよう指示している事実を明らかにした。その上で、パークスは「(ロシアが)筆者」数千里之路程を隔たれとも右様等閑なく手を下し候処、江戸より僅三百里之処ニシテ打捨被置候」日本の外交感覚を強く批判した。<sup>(11)</sup> さらにパークスは寺島に北地の危機に対して注意を喚起した。パークスがまず指摘したのは日本政府が採ろうとしている幕府による規則締約の無視は国際的にまったく通用しないという点であった。「小出大和魯都ニ参り

雑居之約定取極メ調印致し候ニ付、此約定ハ動せへからざる者ニ候。恐く唐太全島を失ふ而已ならず蝦夷地ニ及ふへし」と、パークスの忠告は切迫した内容であった。こうした忠告を踏まえて、日本政府としては、樺太の測量に英国人を起用したり、<sup>(12)</sup>「二等老練之高官箱館まで差置十分御取締被行届候」<sup>(13)</sup>方針を打ち出した。<sup>(14)</sup>

政府は箱館府からの申し立てもあり、北地の緊迫した情勢に対処するため、旧幕臣からの聞き取りも鋭意行い、蝦夷地の開拓と対露交渉の基本方針の策定に乗り出した。八月九日には、北方の情報収集をもかねて、政府首脳は英国公使パークスと面談した。会談は東京運上所において、岩倉大納言、大久保参議、沢外務卿、寺島外務大輔、大隈大蔵大輔などの出席を得て行われた。<sup>(15)</sup>

会談では、ロシア人の入植により、現地において墳墓、田畑、魚干場等が被害を受けている現状が俎上に乘せられたが、日本が自国の領有権を主張しているわりには、樺太をめぐる情報収集もロシアへの対抗措置も十分にとられていないことが英国側から改めて指摘された。パークスは重ねて「千八百六十七年小出大和守之約定ハ魯西亞と日本ト之人民雑居と申事ニ候へハ、当今同国人参り候て而テも追出し候権無之事ト存候」と日本側に釘をさした。だが、日本側は「右雑居ト申義ハ確定いたし候訳ニハ無之、反復弁論を尽し候得共、彼方不承引ニ付無據仮リニ談判取纏メ候計ニて外々之条約書などとは大きに相違有之候」との従来よりの主張を曲げようとはしなかった。<sup>(16)</sup>

パークスは日本の対応に疑問を投げかけ、「第一不審之一条ハ日本政府ニテ御国内之事件を御存し無之事ニ候。右様ニテハ蝦夷地を被奪候共御存し有之間敷、御国人を蝦夷地を遠隔地と被思召候」ところに根本的な誤りがあると明瞭に指摘した。日本側としては、「蝦夷地開拓無之義ハ不都合ニ候得共、素々日本之地を勝手俣ニ掠奪いたし候様之義ハ有之間敷候」との言い分を繰り返した。<sup>(17)</sup>とはいえ、英国は艦船を北方に絶えず派遣して、情報の

収集につとめていることから、日本政府は今後とも外務省を通じて英国公使館との緊密な連携と指示を求めた。

一連の現地報告や英国公使の助言を受け、政府は明治二年七月八日の開拓使設置以降、北辺への官員派遣とより一層の情報収集につとめた。北方におけるロシアの軍事行動については周辺海域を探查する英国船舶からわが国に逐一情報が寄せられた。英国船舶長の報告には、「日本人兵権を以てカラフトを不指揮ニ依テロシヤニテハ日本人カラフトを所持いたし候義ハ有之間敷と断然決定仕候」とあり、ロシアの動向に注意が喚起された。<sup>(18)</sup>

『開拓使日誌』四によれば、同年九月三日、右大臣、三条実美より開拓使に対して達書が出され、「樺太ハ魯人雜居之地ニ付、専ラ礼節ヲ主トシ、条理ヲ尽シ、輕率之振舞曲ヲ我ニ取ルノ事アル可ラズ、自然渠ヨリ暴慢非義ヲ加ル事アルトモ、一人一己ノ挙動アル可ラズ、必ズ全対決議之上是非曲直ヲ正シ、渠ノ領事官ト談判可致、其上猶忍ブ可カラザル儀ハ、延キ事ニ付、平然小事ヲ忍ンデ大謀ヲ誤マラザル様心ヲ尽スベキ事」とされた。<sup>(19)</sup>

明治三年一月、ロシアが函泊に波止場を築き、日本の漁場を事実上浸食する行動に出たため、樺太に出張していた外務官員らは現地を視察するとともに、政府に火急の対応を求めた。そうするうちに、開拓権大録、川島元盈、開拓史生代、色川国土、省掌代、坂口匡そして使部、豊原清ら四名がロシアに身柄を拘束された。これに対し、外務大丞、丸山作樂は上京して政府に善処を強く求めた。<sup>(20)</sup>

しかし、政府はなかなか重い腰をあげようとしなかったため、外務史生代、飯島信利らは外務省宛に上申書を提出した。同書には、「当正月母子泊波戸場事件等の儀に付魯夷応接の上丸山大丞殿始諸官員南上に相成候上は、御廟議決定次第御下知も有之事と一同切齒扼腕忍居候共、大丞殿発途後魯夷の陸梁跋扈日々相募」<sup>(21)</sup>有り様が訴えられ、政府の即断即決を促した。上京した丸山は、三条ら政府首脳に樺太情勢の緊迫化を訴え、政府に北辺の危機を説き、積極的な対応を強く求めた。

政府部内でも、こうした情勢を受けてさかんに議論が戦わされたが、黒田清隆らの慎重論が優先され、また一方で第三国の斡旋による日露関係の打開が模索されていた。

(1) 『大日本外交文書』第二巻第二冊、七三頁以下。「家作いたし候ハ百年前ニ可有之御申越之條旧幕府ニおいて手を下候年頃ニ而土人ハ日本ニ帰従いたし候ハ本蝦夷地同様二千年之前ニ相当り」と樺太島の由来について述べ、日本固有の領土であることを強調している。

(2) 同右書、八六頁以下。日本側の主張に対しロシア側は「当島ハ二千年来貴国ニおいて被見出置アイノも二千年来貴国ニしたかひ居候由ニ候へ共、私存するニハ全左様ニ無之貴国ニ而白主へ家作被致候ハ百年ニも相成可申候御申越之通ニ候へハ、東京ニおいて改而定約結ニ可相成左候へハ重役ヨリ拙者へ其段通達可有之間其節ハ如何様ニも右ニ随ひ所置可致得共、夫迄之間ハ是迄之通ニ所置いたし居候」との態度をとった。

(3) 同右書、一六六頁以下。箱館府権判事岡本監輔、同給事河原繁記と露西亜人チャチコフとの対話書によれば、ロシア側は「母子泊へ家作いたし度候間唯今ヨリ取掛り候ニ付右之段ポウコニクヨリ御断申上候」としたのに対し、岡本は「母子泊り之儀ハ此方ニ而年来取開き候場所且出稼人并土人共ニ至迄種々差支之場所ニ付其儀ハ堅く難相成候段断候」はきっぱりと拒絶した。ロシア側からの要請により、河原繁記らがポウコニクのもとへ遣わされた。ポウコニクは「家作之儀ハ御覧之通リ多人数召連罷越候ニ付空休息為致置候儀ニハ難相成候」との実情を訴えたが、河原は「出稼人土人とも一同差支之場所ニ付決而家作之儀ハ御断申候」と応じた。ロシア側が家屋を建設しようとしていた場所は土人らの墓所であることがその拒絶の理由であった。

(4) 函泊事件をめぐる折衝に対しては東善八郎が窓口となること、折衝日時については明日午後と約されたが、ロシア側はこの約を違え交渉を迫った。この点について「樺太州函泊混雑事件」中「明治二年六月二十四日より同二十七日マテ之対話抜粹」には、「翌二十五日公議所エ権判事殿始詰合ニ同出席衆議ヲ尽シ居候処又以テ前日ノ通リ多人数召連休息為致置可申様無之ニ付テハ一刻モ取詰御談判被下度旨会所帳役平吉ヲ以テ頻リニ催促申来候ニ付、即権判事殿命ニテ牧野雅之丞会所エ罷越土官之者四五輩エ面会イタシ昨日河原繁記ヲ以テ応接ノ刻限御約定イタシ置候処、然ルニ今朝ヨリ度々御催促有之儀ハ何様ノ御勘弁ニ候哉、午刻マテ相待善八郎不参ニモ候ハハ別人ヲ以テ御談判可致」

といった性急ぶりで、東が参着してからはロシアの入植が出稼人や土人の難渋となる点や漁業権の侵犯が問題となった(同右書)。

(5) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉具視文書』『樺太談判一件』、明治二年六月二十七日付魯国デブレラドウィチ宛内国権判事岡本監輔申進書には、「是迄滞在之貴国人ヲ放致すべき命ハこれ無く、内国権判事職掌ヲ以て御議論母子湊ニ家作は出稼人、土人共難渋申すまでも無く、拙者方ニおいても早急家作致したく毎々申呻、久春古丹是迄無事の場所俄かに家作等之儀和親も相破る様掛念、和親の大義に御構えこれ無く多人数召連れ土人、出稼人の難渋も察せられず無理に家作の儀是非に及ばず、公議の上猶談判申すべし」とみえる。

(6) 『岩倉具視文書』同事件、同六月二十七日付岡本監輔宛東善八郎上申書にみえるように、「母子泊へ罷越しポーコーニクへ面会委細書簡之ケ条申達の処、何分即答相成り兼るに付明後日迄に書取を以て返答の旨出」といった事態となっていたのを受けて、岡本権判事は同日「母子泊の儀は是迄決して捨置きの場所にこれ無く年来漁業手配届き土人、出稼人安養に活計相立て罷在る土地へ此方人民差支え難渋にも更に御配慮無く第一和親の大義にも相戻る儀を敢えて家作営まれるは何等の子細哉実以て愕然の至り」との意向をデブレラドウィチ中佐に表明した。

(7) 『大日本外交文書』第二巻第二冊、二〇二頁。なお、デブレラドウィチ中佐との函泊における会談で、東従事は土人立ち会いのもとでの実地検分を主張した。東が指摘したように、「此辺ハ一円土人之墓地ニ候。同所古き墓所等も有之候ニ付別ニ印杯ハ無之生木ニ而目印を立置候処、右生木等被伐払候而ハ甚難渋申計も無之且家作等ハ決而不相成候」というのが日本側の言い分であった。

(8) 同右書、一八六頁―一八七頁。

(9) 同右書、一九六頁以下。函泊や久春古丹の名主や庄屋らがロシアの蒸気船来航の模様をふれ、「直様帰帆ニ相成候事と奉存候処、以之外橋船ニテハツコ泊(函泊―筆者)へ大勢致上陸追々荷物陸揚共居小屋近辺へ仮小屋取繕候段驚入仕候」と具に状況を説明した。

(10) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『寺島宗則文書』によれば、寺島が外務大輔に任命されたのは明治二年七月八日であり、同月にはオーストリアとの和親貿易条約の締結等多忙を極めていたことが推測され、樺太問題を含め外交問



題全般について十分な情報を持ち合わせていなかったものとみられる。

(11) 『大日本外交文書』第二卷第二冊、四五五頁以下。パークスは伊達、東久世両公に対して英国人測量家の起用を進言していたが、外務省首脳である寺島はこのことをまったく承知していなかった。これに対しパークスは、「外国懸りの総督へ申進候則政府へ申候モ同様ニ候。政府之官員ハ不殘承知ニ可成事也。其時之返答ニ何れ篤ト政府へ申上候上勘弁可致ト被申候。六ヶ月勘定も有之ニ今ニ至リ何之答も無之今、魯艦唐太ニ至着せるを聞て俄ニ驚き用意被成候共間ニ合申間敷」と日本政府の情報管理の不備を鋭く指摘した。

(12) 『岩倉具視関係文書』「樺太事件書類一」、「覚書」には「蒸気船至急ニ為測量可被差遣候事」とみえ、「但外国人測量家御雇入」とあるところから、パークスの助言が政府部内で検討されたことがわかる。

(13) 寺島はパークスとの会談後、「英公使之意ハ先外人を以其地を測量せしめ、我より等閑ニ示し二ツニハ西洋人仲ニ立入りたるを知らしめ追々英より口を入候手続にも致すべく哉ニも推察致し候」(『大日本外交文書』同上)との見解を意見書の中に記している。

(14) 『岩倉具視関係文書』「樺太事件書類一」、「八月四日横浜ニテ英公使蝦夷之事ニ付所存中間シ大意」によると、樺太と蝦夷地の地図が示され、まず「雑居之上ハ不得止其処置ニ及フヘシ」とし、樺太の中部に○印、南端に△印、蝦夷北端に○印が記された。そして「魯人△ニ兵ヲ備フルナラハ、我ハ○ノ部ニ直ニ砲台ヲ置キ、兵ヲ送ルヘシ。唐太ノ○ノ処ハ漁獵多キ好キ処ニシテ緊要ノ地ナリ」とした。第二に「魯ハ其都ヨリ黒竜河マテ伝信線ヲ引キ瞬間報告ヲナセリ。是不慮ニ備フルノ要務トス。我モ此東京ヨリエゾノ○印ノ処マテ伝線ヲ備フヘシ」とした。第三には、「此度魯人來リ土人ノ墓所ナル地ヲトセントスルハ甚暴ナリ。若此等ノ暴アル寸ハ則條約各國ノ公使ニ篤ト御相談ナサルヘシ。公使ハ聞ステニハ致サヌ筈ナリ」との指摘がなされている。さらにロシアとの交渉手続きについては英国に相談するよう提言している。

(15) 『大日本外交文書』第二卷第二冊、四六五頁以下。

(16) 日本側は「同所へも殖付ケべき人民差出」、開拓の方針を示した(同右書)。

(17) 雑居条約をめぐっては駿地へ杉浦兵庫を派遣、調査に着手した(同右書)。

- (18) パークスは日本に北地の現況を伝えようとした(石井前掲論文、六頁参照)。
- (19) 『開拓使文書』四、明治二年九月三日条。
- (20) 蝦夷地開拓に対する丸山の見解については『岩倉具視関係文書』十六を参照。
- (21) 『大日本外交文書』第三卷、八八頁。

## 五、樺太をめぐる領土交渉

政府が先に樺太問題の打開に向け現地に派遣した外務大丞丸山作樂は、かねてより北地情勢の深刻化を懸念し、要路に建議を繰り返していた。<sup>(2)</sup>丸山の内願書には「北地之見込是非彼卿を長官とし石狩表へ御出張無之では凡庸之人物のみにて同等の判官数人出張候とも子来臣服之報効無覚束」とみえ、種々の建議を大久保や副島らに行なった。<sup>(3)</sup>丸山の北地経営の基本方針とは、樺太に鎮守府を置いて十分な軍備を整えた上、有能な長官を派遣しようというものであった。<sup>(4)</sup>こうした方針は丸山年来の試案であったが、政府が内外多端の折りから武力衝突につながる強硬措置を回避する姿勢をとったため、丸山はより現実的な献策を行うに至ったとみられる。<sup>(5)</sup>

丸山の北地経営策に寄せる熱意を評価した政府は、明治二年八月丸山を現地に派遣し、ロシアの動静を視察させるとともに、対応策を構想せしめ、漁業場をめぐる紛争処理をはじめロシアの進出に伴う摩擦の緩和に一定の期待をつないだ。現地入りするや、丸山は果敢な外交活動を展開した。同年十月一日付の寺島外務大輔宛書簡には、「魯人雜居之儀ニ付テハ仮規則面ニ背き候品々不都合之廉も有之ニ付、追々談判ニ及び、御国威相立候様十分尽力可致存候<sup>(6)</sup>」との意向が表明されている。丸山は同書の付属書類で「魯狄卜条理ヲ遂テ談判スルハ勿論、談

判ノ条理而已立候テ実事無之テハ無益ノ義ニ付人員ヲ陸統遷移シテ彼ヲ圧制シ我ヨリ遂サレトモ彼自ラ退キ候様仕度奉存候<sup>(7)</sup>」と力説した。

現地赶赴してロシアの進出を肌身で感じとった丸山は、再び「確乎不拔之人を御遣し被遊深く交際を成さしめ<sup>(8)</sup>」ることを進言した。丸山はかねて構想していた私案を具体化するべく、同年十一月になると外務省に対して静河に鎮守府を置き、諸郡に郡令、軍団を置くことを建言した。赴任後、ロシアの積極的な入植に対抗するべく、丸山は地道な折衝をつづけたが、炭鉱の採掘権や漁業場の問題をめぐって「昨今より談判之諸件一向相調不申致方無之<sup>(9)</sup>」と対話書に記したように、交渉は難航を極めた。

それまで政府部内では、およそ交渉をもつて臨もうとする穩健派と兵力の動員によつて事態の打開をはかろうとする強硬派とが対立し、事実上樺太をめぐる対露外交の決定を遅延させてきた<sup>(10)</sup>。こうした外交方針決定の遅れをさらに助長していたのが、外交手腕の欠如と情報収集能力の限界であつた。政府は樺太問題の処理を重要案件とする一方で、現地における出先機関の統合、強化に何ら力を注ぐことなく、限られた情報の下でロシアの進出に対し、いわば場当たり的に対応したにすぎなかつた。現地においては依然として、開拓と外務両サイドからの二元外交が進められており、情報の収集はもちろんのこと、情報の整理や分析は手つかずの状態にあつたと言え<sup>(11)</sup>る。したがつて、的確な情報の分析に基づく外交方針の決定など望むべくもなかつたのである。

そこで政府は、現地での交渉が膠着する一方、北地におけるロシアの積極姿勢を警戒して、鋭意開拓の可能性を探ろうとした。すでに明治二年七月の版籍奉還に伴う官制改革を機に北海道と樺太を対象に開拓使が設けられていたが、翌三年二月には樺太開拓使が分離設置されることになった。樺太の取り扱いについては当時関係者の間でも物議を醸していた。東久世開拓長官は同年一月に、「樺太州ハ函館港ヨリ隔絶ノ地ニテ諸事不便宜ニ有之、

追々奏功ノ目途難相立、就テハ更ニ他へ管轄ノ御評議被仰付度奉存候<sup>(12)</sup>との見通しすら表明していた程である。いずれにせよ、同月堀開拓判事と東開拓大主典がいみじくも述べたように、「魯人トモ在留罷在候儀候得ハ万一非常ノ事件等出来候<sup>(13)</sup>」事態を十分に想定しておく必要があった。上述の通り、樺太をめぐる対応が進捗しなかったのは、同月二十二日に開拓長官自らが指摘したように、「外務省官員出張ノ事故、他省へ意味モ通兼<sup>(14)</sup>」といった二元外交が展開されていたからにほかならない。

一方、外務省はこの頃、第三国の仲介による領土交渉を模索し始めていた。明治三年二月、寺島外務大輔は米国公使デロングに依頼して、米国に日露間領土交渉の仲介役をつとめるよう折衝した。寺島はパークスからほぼ一方的に北地に関する情報を得ていたが、「樺太の警備の急務なるを痛感し、乃ち北地経営の方針を確定して能吏を駐在せしめざるべきからざる所以を建言<sup>(15)</sup>」したように多大の危機感を募らせていたこともまちがいない。

こうした外交方針が選択された背景には、まず日露両国間に公使が相互に駐在していないという事実があり、また米露関係が良好であるとの観測があったためである。米国の捕鯨船団は頻繁に樺太周辺を航行しており、領土の帰属が不明確であるのは米国にとっても不利益をもたらしているとの考え方が働いていた。周知の通り、日米通商条約にはもし日本が欧州のいずれかの国との間に障害を引き起こした場合は米国大統領が仲介の労をとることが規定されていた<sup>(16)</sup>。

これに加え、日本のそれまで採ってきたいわば二元外交は現地における折衝に少なからぬ混乱を与えていた。日本が米国に仲介を依頼する前の月には現地で直に折衝にあたる、開拓権判事得能通頭の伺をめぐる外務省内で評議がもたれた。前年十二月に得能が外務省に提出した伺書には、「魯国の儀は公使等も不居、箱館在留コンシュル而已に御坐候。平日の応接を始来春は軍艦多数罷越水師提督も参候哉のよし、色々問答も可有之も難計候

に付、政府の御趣意体認腹納仕不罷在候ては万一御趣意と齟齬の儀とも有之<sup>(17)</sup>とあつて問答の指図を求めてきた。むしろ現地の折衝担当役の方に切迫した事情があり、政府は基本方針を策定して二元外交の解消につとめ、同時に一日も早く領土問題にしかるべき決着をつける必要性に迫られていたと言ふことができる。

外務省は同年二月十四日付をもつて駐米公使に対し「樺太境界談判ニ関シ亜米利加政府ノ斡旋方」を公式に依頼した<sup>(18)</sup>。該書簡において、日本側は樺太をめぐるロシアとの交渉経緯にふれるとともに、「我国と同国との界海は貴国漁民の時常往来する所なれば、その地の所屬分明ならされは貴国民の爲にも亦迷惑なしといひかたし。況んや貴国政府と我政府との条約第二条に歐羅巴某国と我国との間に不平の事起る時は貴国大統領その中間にありて和平の取扱せらるべき旨もあれば、樺太島の儀は即今不和の事あるにはあらされとも、此俟にて打過は将来必争端を開ことを免除かれかたし。されは是を今日に処置せらるることも亦条約の旨趣に適ふべく被存候。右二条の理に基き、今此一儀を以てこれを閣下に委附候間、我政府の趣意徹底候様閣下より貴国政府へ書送被下貴国政府より魯西亜政府へ御談判被下度存候<sup>(19)</sup>」とデロングに懇請した。

しかし、現実にはデロングが心底仲介工作を進める目算をもっていなかったばかりか、当時米露関係はけつして良好とはいえず、さらに日本が島上分界を構想していたのに対して、ロシア側はこれに応じる意図がなかったため、またしても時間だけが空費され、樺太におけるロシアのさらなる進出を許すことになったのである<sup>(20)</sup>。すなわち、日本政府は樺太周辺の実情を十分に把握していなかったし、北地をめぐる国際関係について確固たる方針を決定するに足るだけの正確な情報を収集していなかった。英国はパークスの樺太放棄論に象徴されるように、すでに樺太はロシアの掌中にあるとみて、日本に蝦夷地防衛による極東のパワー・バランスを期待していたのである<sup>(21)</sup>。

この間、副島種臣らは独自の交渉ルートの開拓につとめ、清国駐在ロシア代理公使ビュツオフとの接触到成功した。同年十一月三日、副島らはドイツ北部連邦公使館でビュツオフと会談し、日露直接交渉の糸口をつかむことになったのである。<sup>(22)</sup>ビュツオフは同案件が現在自分の権限外であるとしながらも、「私見込丈可申上候薩哈連経界の儀は魯国と条約も相済居候儀ニ付、直に同国え御相談有之、米え御相談不相成方可然と存候」との意見を表明した。

パークスが示唆したように、結局米国政府の対応は鈍く、日本はロシアの函館在勤領事代理や外務大丞を通じてロシア側の意向を打診した。ついに政府は翌四年五月副島を函館に派遣したが事態は打開せず、結果として入植を進めるロシアを利することになった。<sup>(23)</sup>

(1) 『岩倉具視関係文書』十六、樺太事件「唐太地出張被仰付候為御心得申之事」。

(2) 同右書、「丸山作楽申出」、「旧幕之流弊」を除き、国情の安定を図るため、「松前藩ヲ転制シ、請負之方ヲ廃シ、其地ヲシテ天下之諸藩ニ御割渡シニ相成リ、箱館府ハ是迄ノ宮モチノミヲ所置シ、本府ヲ石狩ト定メ長官ヲシテ此ニ居ラシメ、北海道総轄之地勢ニヨリ内外之放端ヲ制シ」といった方策を提言した。

(3) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』第七六冊―三、「丸山作楽哀訴条件」等参照。

(4) 丸山季夫遺稿集刊行会編『国学史上の人々』昭和五十四年、吉川弘文館七五三頁以下。

(5) 『大日本外交文書』第二卷第二冊、四六三頁以下。外務省が丸山に賦与した権限及び心得は以下四条である。「一、樺太出張之上魯人ト応接之義ハ本条約并小出大和雜居之約束を遵奉して談判可致。若不行届候ハハ魯之開拓長官来住之地迄差越及談判可申候。尤従前之両条約ニ違背せず且和親を重ぬる趣ニ益なる廉ハ増加すとも無差支候ニ付御委任之事」、「二、和戦之決ハ独断を以相定候義不相成候事」、「三、魯人ト応接之上条約書等為取替候儀有之候ハハ一応相伺候上取極可申候事」、「四、外国人ト書簡往返并彼地是迄之形情とも詳悉ニ相認便宜次第差越可申候事。但外国人の方彼地情実詳悉ニテ兎角内地之報知遅延疎漏ニ相成候ニ付右之通弊を踏むへからさる事」。政府内部においても、北

地に関する情報が十分に関係機関に伝えられていない事態を真剣に受けとめていたことがわかる。

- (6) 『大日本外交文書』第二卷第三冊、一頁以下、明治二年十月一日付寺島大輔、町田大丞、黒田権大丞、馬渡少丞、その他大少丞宛外務大丞丸山作樂、同権大丞谷元道之書簡。

- (7) 同右書、六頁。丸山らはロシアの勢力をかの地から駆逐するためにも、「人員繰込ヲ第一ノ急務ト奉存候」として、「内地ノ遊民ヲ減シテ此地ノ人種ヲ増スハ一大計」との方針を示した。同「樺太開拓ニ関スル見込簡条書」には「此地先年来所々ニ運上所ヲ建租税ヲ収入来候」とのくだりがみえるが、樺太開拓使は翌十二年末「樺太州ニ限り特別課税ヲ寛仮ス」との上申を弁官宛に提出している（『太政類典』明治三年十二付二十五日付弁官宛樺太開拓使上申）。

- (8) 同右書、十五頁、「付属書三、同日付外務大丞丸山作樂等ヨリ外務卿沢宣嘉宛書簡」。書簡中上申では北地情勢について「三条様岩倉様御初太政官御談判御遂け被下置候ハハ微力之愚見追々申上度奉存候」と政府の真剣な対応を迫っている。

- (9) 国立公文書館所蔵『太政類典』明治三年十一月二十八日、開拓使、「大臣納言北海道巡視大綱ヲ定ム」によれば、「来春夏ノ間北海道為巡見大臣納言ノ内出張大綱御決定可被仰出事」とされ、政府の調査活動の本格化を確認することができる。

- (10) 久保田恭平「明治二年の樺太経営とパークス」『函館大学論究』五、四七頁以下を参照。パークスの寺島外務大輔に対する教示は「樺太の領有に必要な実効的占有の要点は当時国の国家的支配権の継続的行使にある」との認識の下になされた。

- (11) 『三条家文書』同上、「勅諭」にみえるように、政府が採った対応は、「魯人雑居の地ニ付礼節ヲ主とし条理ヲ正」そうという、いわば現状維持的対応であったから事実上ロシアに樺太入植の時間的余裕を与えるに等しかった。

- (12) 国立公文書館所蔵『公文録』開拓使、明治三年一月十七日付上申。

- (13) 『公文録』開拓使、明治三年一月。

- (14) 『公文録』開拓使、明治三年一月二十二日。

- (15) 『明治天皇紀』第二、一六六頁。
- (16) 『大日本外交文書』第三卷、七九頁。明治三年二月十四日付米国弁理公使宛沢外務卿、寺島外務大輔依頼書。
- (17) 同右書、七五頁。現地の担当官はもちろん「御趣意相伺置度奉存候。尤臨時如何様の問答に及候も難計候共大体の御趣意相心得罷在候はは重事件は伺の上に無之ては返答も不仕候共一通り談話にも入用の廉々仮に問答の詞を設奉伺御差図候」との意向を表明していた。一方外務省は樺太についてはこれまでわが国の領有を証明する「其實據無之よりは迄境界論に付毎度不都合におよひ不得已雜居の条約と相成来候始末」にふれ、「全島彼我所属の論証等は彼方より申出候共別段弁解におよはす」方針を提示した(同右書)。
- (18) 米国弁理公使との日本側交渉条件については、同右書、八〇頁参照
- (19) 『大日本外交文書』第三卷、付属文書「樺太境界談判趣意書」。
- (20) (21) 駐露英国公使がロシア外務省と接触したところによれば、ロシアは米国による調停を受け入れる意思はなく、樺太を譲る意図も持ち合わせていなかった。パークスとの米国仲介をめぐる議論については、安岡前掲書、五〇頁参照。
- (22) 『大日本外交文書』第三卷、一七七頁以下。
- (23) 『太政類典』外務省、明治四年五月十三日、副島参議魯国へ派遣の件。

## 六、結 び

新政府は維新当初、内憂外患に悩まされ、領土外交は概してなおざりにされた。樺太問題についても、政府は確固たる方針を決定しないまま、現地の判断と折衝に委ねることが往々にしてみられた。明治二年初期の段階でも、外国官は一方で「蝦夷及樺太ノ開拓急務ナルニ付」、あるいは「唐太島ハ不定境界双方雜居之定約ニも相成



居候事故、別テ速ニ御手ヲ不被為盡候半テハ遂ニ魯国之有と相成候様ニも可相成歟不堪杞憂之至候」との認識を示しておきながら、他方で「開拓之任ハ……（中略）……乃太政官第一等官之御職務ニテ外国交際上ニ関係仕候事ニ無之」との姿勢をとった。

そのため、日露双方からの開拓が進められた樺太では、当地を行政上管轄する箱館府、版籍奉還後設置をみた開拓使、そして外務省と対露交渉をめぐって事実上三元外交が展開される場面が見受けられた。樺太においては両国の入植、開拓がすぐさま紛争に発展する場合が多く、石炭の採掘や漁業権の問題等をめぐって両国間に小競り合いが続いた。ロシアの入植への対応は第一次的には箱館府や開拓使によって担われたが、問題が究極的には慶応三年締結の「樺太島仮規則」の有効性に帰着することになるだけに、外交案件に結びついてゆくことは避けて通れなかった。

出先機関の多元性を反映して、政府に北地情勢が的確に伝わらず、対露外交の基本方針がなかなか決定をみなかった。そうするうちにも、ロシアは雑居条約の有効性を根拠に樺太に対し積極的な入植を進め、既成事実を積み上げていった。日本側にも清水谷の様に早い段階から雑居条約に議論の余地はなく、日本も早急に開拓を進めるべきであるとの意見も聞かれた。しかし、函泊に対するロシアの大規模な入植にみてとれるように、樺太の開拓に関して日本は明らかに劣勢であった。

政府は樺太問題の処理をめぐって英国公使パークスの助言を重視した。パークスはまず日本が「樺太島仮規則」を無効とする論理は国際上通用しないことを指摘するとともに、北地に関する情報収集もロシアへの対抗措置も不十分であると批判した。

以上に検討してきたことから明らかに、樺太をめぐる日本の対露外交が行き詰まりをみせた背景には、

外交手腕や情報収集能力の欠如のみならず、出先機関の統合、強化に何ら力を注ぐことなく、限られた情報下に、いわば場当たりに対露折衝に臨もうとした交渉態度と国内体制にそもそも問題があつたと言わねばならないであろう。